大宮駅周辺地域都市再生駐車施設配置計画に基づく

地域貢献に関する協定書

　大宮駅周辺駐車場ルール運用組織（以下「甲」という。）と、駐車場ルール適用者（以下「乙」という。）とは、大宮駅周辺地域都市再生駐車施設配置計画（以下「配置計画」にという。）に基づく乙の附置減免に伴い生じる義務の履行に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象建築物）

**第１条**　本協定の対象建築物の名称及び所在地は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の名称 |  |
| 建築物の所在地 | さいたま市大宮区 |

（誓約書の遵守）

**第２条**　乙は、前条の対象建築物が配置計画適用の承認を受けるにあたり、甲に提出した誓約書に記載の事項について、これを遵守し、履行するものとする。

（地域貢献）

**第３条**　乙は、対象建築物の駐車施設附置台数の減免を行うに際し、適用申請書に記載した次の地域貢献策を実施するものとする。

＊＊＊＊　　以下は実施する地域貢献策に応じて加除する　＊＊＊＊

　(１) 隔地による駐車施設の確保（自動車用〇台・荷さばき用〇台・自動二輪車用〇台）

　(２) 周辺駐車需要の受入れ（自動車用〇台・荷さばき用〇台・自動二輪車用〇台）

　(３) 附置義務対象用途以外の駐車施設整備の抑制（〇台分を抑制）

　(４) 地域貢献協力金の支出（減免台数○台分に相当）

　(５) ※その他の地域貢献策を記入（例：ＥＶ充電設備の設置〇台、共同荷さばきスペースの整備○台など）

（隔地による駐車施設の確保）

**第〇条**　乙は、前条第１号に定める台数の駐車施設を隔地により確保するものする。

**２**　乙は、対象建築物の利用者に対し、隔地先駐車施設への案内及び誘導等を適切に行うものとする。

**３**　乙は、対象建築物に係る隔地先駐車施設の運用状況を把握し、甲に毎年報告するものとする。

**４**　乙は、隔地先駐車施設の契約が満了となった場合は更新し、更新した契約書等の写しを速やかに甲に提出し、報告するものとする。

**５**　乙は、隔地先駐車施設の場所等を変更する場合は、事前に甲と協議し、必要な手続きをするものとする。

（周辺駐車需要の受入れ）

**第〇条**　乙は、前条第２号に定める台数を周辺駐車需要の受入れ先として提供するものとする。

**２**　乙は、隔地の受入れ状況について、甲に毎年報告するものとする。

**３**　乙は、隔地の受入れ状況に変化が生じたときは、遅滞なく甲に届け出するものとする。

（地域貢献協力金）

**第〇条**　乙が支出する地域貢献協力金の額及び納付の時期は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 納 付 金 額 | 納 付 時 期 |
| １回目 | 〇円 | 適用申請承認通知書交付後３カ月以内 |
| ２回目 | 〇円 | 完了確認検査終了後３カ月以内 |
| 合計 | 〇円 |  |

**２**　乙は、甲の請求に基づき、前項の額を甲の指定する銀行口座に振込により納付するものとする。

なお振込手数料は乙の負担とする。

（使途及び管理）

**第〇条**　甲は、乙から地域貢献協力金の納付を受けたときは、配置計画に定める使途目的に沿って適切に管理するものする。

（返還）

**第〇条**　乙が納付した地域貢献協力金は、返還しないものとする。ただし、対象建築物の竣工前までに申請の変更手続きにより、駐車施設附置台数が変更となった場合はこの限りではない。

（※その他の地域貢献策　主に機器類を設置するケース）

**第〇条**　乙は、地域貢献策として設置する設備等を適切に維持管理するものとする。

**２**　設備等の移動や更新、又は設備等の所有権を第三者に譲渡する等、現状を変更しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

（※その他の地域貢献策　共同荷さばきスペースを設置するケース）

**第〇条**　乙は、地域貢献策として設置する共同荷さばきスペースを地域に開放し、適切に維持管理するものとする。

**２**　共同荷さばきスペースの利用方法等については、事前に甲と協議するものとする。変更する場合も同様とする。

＊＊＊＊　　　　＊＊＊＊

（申請承認後の変更等）

**第〇条**　乙は、対象建築物の申請承認後、配置計画適用申請書の記載内容を変更（軽微な変更等を除く。）しようとするときは、甲に再度申請し、審査を受けなければならない。

**２**　乙は、対象建築物の申請承認後、配置計画適用申請書の記載内容に軽微な変更等が生じたときは、甲に届け出なければならない。

（義務の承継）

**第〇条**　乙は、対象建築物に係る駐車施設を譲渡、賃貸又は管理者を選任し、配置計画及び本協定に係る権利義務を承継したときは、甲に届け出なければならない。

（義務の不履行に対する措置）

**第〇条**　甲は、乙が、配置計画及び本協定に関する義務を履行しない場合、その理由を聴取し、必要に応じてその改善を指導又はさいたま市に通告することができるものとする。

（取消し等）

**第〇条**　甲は、乙がさいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年５月１日条例第243号）、配置計画、第２条の誓約書及び本協定並びにその他法令等に違反すると認められるときは、配置計画適用の承認を取り消すことができるものとする。

（協定期間）

**第〇条**　本協定は、協定締結日から対象建築物の現存する期間中は効力を有するものとする。

**２**　対象建築物が増築等により再度適用申請をし、新たに協定を締結したときは、前項の規定に係わらず本協定は終了するものとする。

（疑義の協議）

**第〇条**　この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

　この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

**甲**　大宮駅周辺駐車場ルール運用組織

(所在地)　さいたま市大宮区錦町６８２番地２

(名　称)　一般財団法人さいたま市都市整備公社

(代表者)　　理 事 長　篠崎　靖夫　　　　　㊞

**乙**　駐車場ルール適用者

(所在地)

(名　称)

(代表者)　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞